

令和2年度「職員等の損害賠償責任の一部免責について」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

令和2年7月6日から7月31日 2回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容
職員等の損害賠償責任の一部免責の導入	<p>地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の条例で定める額を、地方自治法施行令第 173 条第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、それぞれ下記に定める数を乗じて得た額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長 6</li> <li>・副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4</li> <li>・公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長 2</li> <li>・職員（上記に掲げる職員を除く） 1</li> </ul>	<p>職員個人が責を負う場合に適用されるものである以上、本条例の適用判断を行う組織の構築を検討してもらいたい。</p>	<p>市の提案内容どおり。適用にあたっては、理事者の恣意的な判断とならないよう運用基準等の整備に努める。</p>